

2016年12月22日の団体交渉の要約について

組合側からは、志田昇・首都圏大学非常勤講師組合書記長、安藤哲哉・千葉大学ユニオン委員長、非常勤講師が、大学側からは、安村勉理事(人事・情報担当)、猿渡政範理事(総務担当)と、企画総務部長、人事課長及び職員課長等の事務職員が出席して、10時から約1時間の交渉が行われました。

議論の詳細は割愛しますが、以下の交渉内容となりました。

国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則(以下、非常勤職員規則と呼ぶ)自体は、改正しないが、平成28年に追加された第29条「特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。」という規定を機動的に運用して、勤務成績が良好な者で、業務の都合により必要のある場合には(今後採用する者を含めて)、5年を超えて再採用することができる。非常勤職員については(現在は3年で採用を終了する者が少なくないが)、優秀な者はもっと積極的に再採用するようにする。非常勤講師については、5年を超えて授業科目を開講する必要があり、同一の非常勤講師が担当する場合には、(65歳の定年までは)5年を超えても再採用することがある。このことは、文書にして、後日、各部局に通知する。

さらに、安村理事からは「優秀な人は、6ヶ月のクーリングオフ期間を置いたら他所に逃げってしまう。(事務や病院業務を担当する)非常勤職員についても、仕事を覚えて本格的に働けるようになった人達を、そこで終了にしていたら、まともに業務がまわらない。それは、研究・教育・大学運営にとって大きなマイナスである。非常勤職員規則改正は現在考えていないが、例外規定(第29条)をうまく運用することにより、優秀な人達を積極的に再採用していきたい。」という見解の表明がありました。

非常勤講師について、「担当科目がなくなった場合でも、他に担当できる科目があり教授会が承認した場合には、継続して雇用することがある。」という安村理事の説明もありました。

★ 各部局の教職員の皆様へのごお願い

数年前、執行部が各部局を回って「今後新たに採用される非常勤職員は、非常勤講師を含めて5年を超えて雇用できないこと」を周知されました。しかし、その後、首都圏大学非常勤講師組合との交渉で「現在勤務している非常勤講師については、継続して授業科目を開講する必要があるときは5年を超えて雇用することがある」という確認がなされ、平成28年の非常勤職員規則の改正で、この確認事項を明確化させるため上記の第29条が追加されました。ただ、当時の人事課長の説明では「5年を超えて再採用できるのは極めて例

外的な場合に限られる」というニュアンスであったと思います。そういう経緯で、教職員の大半の方は、5年を超えての非常勤職員の雇用はできない、と認識されていることと思います。上に述べたように、この例外規定を、もっと機動的に運用していく、というのが安村理事の説明でした。今後、そのことを文書化して、各部局に通知する予定とのこと。ユニオンとしても、通知内容をきちんと確認するとともに、3年目、および、5年目における再採用については、そのハードルは従来より低くなっていることを、十分周知していきたいと思います。